

【契約医療機関のみなさまへ】

労災診療補償保険支援契約の変更のお知らせ
(令和 9 年 4 月 1 日からの保険料等の改定について)

平素より、公益財団法人労災保険情報センターの労災診療補償保険支援事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当財団では、都道府県労働局に請求した診療費が不支給となった場合に補償を行う保険事業を運営しておりますが、近年の保険金支払額の増加及び物価の高騰等の影響により、事業収支が厳しい状況となっております。

このため、将来にわたり同事業の健全性を維持し、安定した事業運営を継続する観点から、このたび保険料等の改定を行うとともに補償保険金支払限度額を設定することといたしました。

なお、本契約内容の変更につきましては、**令和 9 年 4 月 1 日**から適用いたします。何卒、本改定の趣旨につきましてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■ 保険料等の改定

初診の労災診療 1 件につき 1,800 円としておりました保険料等につきましては、**1,900 円に改定**となります。

《内訳》		改定前	改定後
	合計（保険料等）	1,800 円	1,900 円
	補償保険料	1,439 円	1,539 円
	互助費用	361 円	361 円

本改定は、契約医療機関の皆さまが都道府県労働局に診療費の請求を行い、令和 9 年 4 月 1 日以降に受け付けられたものから 1,900 円が適用になります。（※ 1）

■ 補償保険金支払限度額の設定

労災保険と健保等の他保険との差額をお支払いする補償保険金につきましては、これまで支払限度額を設定していませんでしたが、契約医療機関ごとに同一被災労働者・同一労働災害に係る保険金支払について **50 万円を支払限度額**といたします。

補償保険の対象となる労災診療のうち、令和 9 年 4 月 1 日以降に保険料等が払い込まれたものに係る補償保険金に、支払限度額が適用されます。（※ 2）

「付帯サービス」については、令和 9 年 4 月 1 日以降に労災診療補償保険金請求書を当財団が受理したものから 50 万円の支払限度額を適用いたします。（※ 3）

■ 労災診療補償保険普通保険約款等の改定について

このたびの契約内容の変更に伴い、労災診療補償保険普通保険約款、労災診療補償保険重要事項説明書及び労災診療補償保険支援事業規程の一部を改定いたしました。

対象となる契約医療機関さまには、順次、労災診療補償保険普通保険約款、労災診療補償保険重要事項説明書及び労災診療補償保険支援事業規程をお送りいたします。

変更内容の詳細につきましては、労災診療補償保険普通保険約款等でご確認いただきますようお願い申し上げます。

※1 保険料等の適用

- ・ 令和9年3月31日までに、都道府県労働局に対して請求した（都道府県労働局が受け付けた）初診の労災診療の保険料等については、改定前の **1,800 円**（1件につき）となります。
- ・ 令和9年4月1日以降に、都道府県労働局に対して請求した（都道府県労働局が受け付けた）初診の労災診療の保険料等については、改定後の **1,900 円**（1件につき）になります。

※2 補償保険金支払限度額の適用

- ・ 令和9年4月1日以降に当財団に対して保険料等の払い込みが行われたものについては、補償保険金の支払限度額が **50万円**となります。
- ・ 令和9年3月31日までに当財団に対して保険料等の払い込みが行われたものについては、従来どおり補償保険金に支払限度額はありません。

※3 付帯サービスの取扱い

- ・ 非契約医療機関において初診が行われた後、転医により契約医療機関が診療を行い、都道府県労働局に請求した診療費が不支給となった際に、保険金に相当する額を付帯サービスとして当財団がお支払いしているものです。
- ・ 付帯サービスでは、契約医療機関から当財団が労災診療補償保険金請求書を受け付けた日が、令和9年4月1日以降の場合は、支払限度額が **50万円**となります。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル

電話 03-5684-5516 FAX 03-5684-5521

受付時間 月～金 午前9時から午後5時（土日、祝日、年末年始を除きます）

